

中小企業者等の税制優遇措置一覧表

令和2年11月16日

	個人	法人
小規模企業共済	<ul style="list-style-type: none"> 掛金月額@1,000円~@70,000円(年間最高84万円) 全額所得控除OK 事業廃止、役員退任、死亡の際に共済金受取が可能 生前の受取であれば退職所得や公的年金等の雑所得 死亡時の相続人による受取であれば死亡退職金の非課税枠の適用有り サラリーマンの不動産オーナーは加入不可、不動産賃貸業であれば事業的規模を要するなど一定の加入要件有り 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の数が20人以下の、会社役員の加入OK
中小企業退職金制度	<ul style="list-style-type: none"> 従業員1人当たり掛金月額@5,000円~@30,000円 経費計上OK 退職時、中退共から従業員に直接退職金が支払われる 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者に該当すれば加入OK 役員は原則として加入資格なし
個人型確定拠出年金 (イデコ)	<ul style="list-style-type: none"> 掛金月額@5,000円~@68,000円(年間最高81.6万円) 全額所得控除OK 60歳以降に公的年金の雑所得または退職所得での受取が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金加入の会社員も年間最高27.6万円の掛金OK
ふるさと納税	<ul style="list-style-type: none"> 下記一定の限度額内であれば、実質自己負担額2,000円で自治体に寄付をすることでお礼の特産品等の受取が可能 (住民税の所得割額×20%)÷(90%-所得税率)+2,000円 限度額から2,000円を引いた金額分だけ所得税・住民税の負担が減る仕組みなので、実質負担額は2,000円のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 企業版ふるさと納税はお礼の特産品等の受取が禁止されているため、個人版のものとは趣旨が異なる。
倒産防止共済 (経営セーフティ共済)	<ul style="list-style-type: none"> 掛金月額@5,000円~@200,000円(年間最高240万円) 総額800万円になるまで経費計上OK 40ヶ月以上の掛金納付で100%の解約返戻金の受取が可能 不動産所得の経費計上は不可、など一定の注意は必要 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者に該当すれば加入OK、但し医療法人等を除く